

<別紙1>

介護老人保健施設杏園のご案内
(令和8年2月1日改正)

1.事業の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設杏園
- ・開設年月日 平成9年7月18日
- ・所在地 新潟県村上市猿沢2222番地
- ・電話番号等 TEL. 0254-60-2222 FAX. 0254-60-2112
- ・管理者名 佐藤 和女
- ・施設長 佐藤 和女
- ・介護保険指定番号 1551280009
- ・サービスの種類 (介護予防) 通所リハビリテーション

(2) 事業の目的と運営方針 (通所リハビリテーション運営規程より)

(事業の目的)

運営規程第1条

要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

運営規程第2条

利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法、作業療法又は言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。
2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第22号)及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」(平成27年新潟県条例第19号)その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 従業者の職種、員数及び職務内容

運営規程第5条

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|----------------------|------|--|
| 管理者 | 1人 | (資格: 医師、勤務形態: 常勤兼務) 事業所における従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。 |
| 医師 | 1人以上 | 利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。 |
| 看護師若しくは准看護師若しくは介護職員 | 5人以上 | 医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)に従って、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士とともに利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。 |
| 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 | 1人以上 | 医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)に従って、看護師若しくは准看護師若しくは介護職員とともに利用者に対するリハビリテーションを行うものとする。 |
| 栄養士若しくは管理栄養士 | 1人以上 | 医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画(以下「通所リハビリテーション計画等」という。)に従って、利用者に対する栄養指導及び栄養管理を行うものとする。 |

※上記に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な従業者を置くものとする。

2. サービスの内容

(1) 指定通所リハビリテーション等の内容

運営規程第8条

指定通所リハビリテーション等の内容は、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他日常生活上の世話をを行うものとし、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- 1 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身状態の維持回復又は向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。
- 2 事業者は、医師の診療及び指示に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(2) 実施単位及び利用定員

運営規程第7条

実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 実施単位 1 単位
- ② 利用定員 48 人

(3) 通常の事業の実施地域

運営規程第10条

通常の事業の実施地域は村上市とする。

(4) 営業日及び営業時間

運営規程第6条

- ① 営業日は年中無休とする。ただし、年始(1月1日)を除く。
- ② 営業時間は午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までとする。
- ④ 延長時間は午前8時00分から午前9時00分まで及び午後4時00分から午後5時00分までとする。

3. 利用料その他の費用の額

運営規程第9条

利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号(巻末)に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

4. 支払方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。

お支払いの方法は、現金、銀行振込、郵便振替の三通りの方法がありますが、ご相談又はご不明の点がある場合は、支援相談員又は事務担当者までお問い合わせ下さい。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所と協力医療機関協定を締結しています。利用者の状態が急変し医療機関の受診が必要となった場合には、協定に従って対応をお願いしています。

・協力医療機関

- ・名 称 新潟県厚生農業協同組合連合会
村上総合病院
- ・所在地 新潟県村上市緑町五丁目8番1号

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人佐藤医院
佐藤医院(歯科)
- ・所在地 新潟県村上市猿沢2221

※緊急時の連絡

なお、緊急に連絡が必要な場合には、「緊急時及び事故発生時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項

(1) 介護保険被保険者証等の提出及び確認

介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の確認をしますので必ず提出して下さい。また、新たに介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証が届いた場合も必ず提出して下さい。

(2) 食品等の持ち込み

管理栄養士の栄養管理の下で、利用者の身体の状況に合わせて安全で計画的な食事の提供に努めています。食品等を持ち込みはご遠慮願います。

(3) 喫煙

施設内は全館禁煙です。

(4) 火気の取扱い

施設内での火気の使用は禁止します。

(5) 設備・備品の利用

施設の設備・備品は利用者全員で利用する物ですので、大切に取り扱って下さい。故意に設備・備品を破損させた場合は、修理費用をご負担していただく場合があります。

(6) 金銭の管理

トラブル防止のため利用料の支払のための現金以外の現金の持ち込みは禁止です。

自己管理で持ち込みをされる場合には紛失・破損等のトラブルについての責任を一切負いかねますのでご了承下さい。

(7) 政治活動・宗教活動

政治活動や宗教活動は禁止します。だし、他の利用者の迷惑にならない範囲での個人的な活動を制限するものではありません。

7. 非常災害対策

(1) 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓・自動火災通報装置が設置されています。

(2) 防災訓練 年二回総合防災訓練を実施します。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教への勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談の担当として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、自動販売機コーナー脇に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出頂くことも出来ます。

| 苦情や要望の申し出先 | 担当部署（担当者） | 電話番号 |
|----------------|------------|--------------|
| 介護老人保健施設杏園 | 支援相談員 | 0254-60-2222 |
| 新潟県国民健康保険団体連合会 | 介護サービス相談室 | 025-285-3022 |
| 村上市 | 介護高齢課介護保険室 | 0254-53-2111 |
| 岩船郡関川村 | 住民福祉課健康介護班 | 0254-64-1472 |
| 岩船郡粟島浦村 | 保健福祉課介護保険係 | 0254-55-2111 |

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和8年1月1日現在)

介護老人保健施設杏園では、利用者若しくはその家族等の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙3>

保険給付対象外費用料金表

| 項目 | 金額 | 備考 |
|------------------------|-------|--|
| 1 食費(朝食) | 435 | 一食につき |
| 2 食費(昼食) | 560 | 一食につき (おやつ代を含む) |
| 3 食費(夕食) | 550 | 一食につき |
| 4 日常生活品費 | 130 | 一日につき |
| 5 教養娯楽費 | 100 | 一日につき |
| 6 尿取りパット | 50 | 一枚につき (消費税別) |
| 7 紙オムツ(平型・小) | 50 | 一枚につき (消費税別) |
| 8 紙オムツ(平型・大) | 100 | 一枚につき (消費税別) |
| 9 紙オムツ(テープ止め) | 100 | 一枚につき (消費税別) |
| 10 紙オムツ(パンツ型) | 150 | 一枚につき (消費税別) |
| 11 洗濯(下洗い) | 300 | 洗濯一回につき |
| 12 洗濯(機械洗) | 300 | 洗濯一回につき |
| 13 洗濯(手洗い) | 600 | 洗濯機で洗濯が出来ないもの 洗濯一回につき |
| 14 洗濯(乾燥) | 300 | 洗濯物乾燥一回につき |
| 15 診断書料(用紙が指定されている場合) | 3,000 | 用紙の指定のあるもの (消費税別) |
| 16 診断書料(用紙が指定されていない場合) | 2,000 | 用紙の指定のないもの。用紙の指定があっても記載内容が複雑でないもの (消費税別) |
| 17 証明書料(診断書以外) | 500 | おむつ使用証明書、受領証明書等 (一年分領収書再発行を含む) (消費税別) |
| 18 延長料金 | 500 | 14時間以上のサービス提供を受ける場合 (1時間毎) (消費税別) |